

名張市立病院医療安全管理指針

1. 安全管理に関する基本的な考え方

医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられるよう環境の整備をめざします。

職員がそれぞれの立場から医療事故防止に取り組み、個人レベル及び病院全体の組織レベルで事故防止対策を推進します。

2. 安全管理対策の組織

院長を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理の重要事項を審議決定します。また、下部組織として各部門の安全管理の責任者で構成したリスクマネジメント委員会が各部門に配置したリスクマネージャーと連携して医療安全活動を実施します。

3. 安全管理者の配置

医療安全管理委員会には、医療安全対策に係る研修を受けた専任の看護師等を医療安全管理者として配置して、医療安全管理者の業務手順を策定するなど医療安全確保に努める。また、医薬品及び医療機器の安全使用のため、「医薬品安全管理責任者」並びに「医療機器安全管理責任者」を配置して、医薬品業務手順の明確化並びに医療機器保守点検の計画実施に当たります。

4. 安全管理のための職員に対する研修

医療の安全管理に関する意識の高揚及び医療の質の向上を図るため、全職員に対して医療安全管理に関する研修を年2回以上行います。

5. 医療安全の確保を目的とした改善方策

各医療現場での「ヒヤリ」、「ハット」の経験や事故の全情報をリスクマネジメント委員会が収集して原因の分析及び改善策について検討を行い、その結果を全職員に情報提供することにより事故発生の再発防止に努めます。

6. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、医療上の最善の処置を行うことはもとより、医療安全管理委員会で事実関係を調査し、その報告を踏まえて患者及び家族への説明等誠意を持って対応します。

公表に当たっては、患者のプライバシー保護に十分に配慮した対応を行います。

7. 職員と患者との間の情報の共有

この指針は、患者に医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載等を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

8. 患者からの相談への対応

医療安全・福祉相談及び苦情等には、医療安全・福祉相談窓口を設置し、相談及び支援を迅速に対応します。また、医療相談検討委員会を設置し、医療サービスの把握に努め、医療安全・福祉相談に関するマニュアルを整備するなど患者からの苦情や意見収集に努めます。また、相談により患者や家族等が不利益を受けないように努めます。

9. その他医療安全の推進

医療安全の推進のため、「医療事故防止マニュアル」を整備して全職員に周知徹底を図ります。また、このマニュアルの見直しを随時行います。

平成23年8月1日
名張市立病院長